

(意見書案第 13 号)

世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の霊感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める意見書

全国霊感商法対策弁護士連絡会によると全国で霊感商法による被害で寄せられている相談件数は1987年から2021年までで3万4,537件、被害額は1,237億円にも上ると言われている。「旧統一協会」は信者に対する高額な献金の強要や、不安をあおって商品売りつける霊感商法を行ったことが社会的な問題になっている。旧統一協会による霊感商法については、最高裁判所が「社会的に相当な範囲を逸脱した行為として違法と評価せざるを得ない」と損害賠償を認める判決を出すなどしている。政府においては「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議を設置し、被害者の救済に取り組むとしているが、一時的なものにせず、継続しての相談窓口の設置等、被害者を救済するための手立てを取ることが必要である。

また、旧統一協会と、政治の癒着についての問題に国民の怒りが広がっている。旧統一協会が世界平和統一家庭連合へと名称を変更する際に、文化庁がそれまで名称変更を拒否していたにもかかわらず、2015年に一転して認証したことに、政治的な圧力があつたとの指摘もされている。朝日新聞の世論調査（8月27、28日実施）では、政治家は旧統一協会との関係を断ち切るべきとの声が82%にも上っている。これらの世論を受け止め、政府は政治家と旧統一協会との結びつきを明らかにするとともに、関係を断って、国民からの信頼を回復することが求められている。

よって、国においては、旧統一協会の霊感商法による被害者救済を誰一人取り残すことがないように行うとともに、政治家と旧統一協会の癒着について国民に疑念が生じることがないように徹底した究明を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 16 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 宛